

冷却水漏れ事故の道に対する質問項目

1. 今回の北電報告に対する道の考え方。

ただいま、総合防災対策室長から泊発電所1号機の点検結果、そして、2号機に係る原因究明と防止対策、さらには、今後の補修計画について詳細な報告を聞かせていただきました。

去る9月7日に、北海道電力泊発電所2号機において、決してあってはならない一次冷却水漏洩事故が発生してから、約一月半ほどが経過しておりますが、この間、北電、道などの対応をはじめとして、敦賀発電所2号機の事例や事故検証などといった、原子力発電の安全性に関わる様々な議論が、当委員会や、総務委員会、議会においてなされてきた訳であります。

この度の北電報告によりますと、2号機の事故原因は、温度ゆらぎと配管の微小な振動に起因して、ひび割れが発生したと特定されたこと、又、1号機においてはUT・RTにより検査したところ異常がなかったとの点検報告を受けた訳であります。

道としては、今回の2号機の一次冷却水漏洩事故発生後、9月16日には現地の立ち入り検査を実施しているところでありますが、これまでの経過をふまえ、道としての評価等含めた北電報告に対する考え方を伺います。

答 弁 者 総務部総合防災対策室原子力安全対策課

〔答弁要旨〕（北電の報告に対する道の考え方についてであります。）

1次冷却水が漏えいするという今回の事故は、泊発電所において初めて発生した1次系の事故であり、このことについては、道として重く受け止めており、遺憾であると認識しております。

このため、安全協定に基づく最初の連絡を受けた9月10日には、北電に対し、原因の早期究明や再生熱交換器の再点検など5項目について申し入れを行ったところです。

また、この申し入れに対する北電からの回答があった9月16日にも、徹底的な原因の究明と適切な補修の実施や、1号機についても万全な対策を講じることなど、を申し入れたところです。

今回の一連の経過の中で、道としては、北電に対し、必要に応じ、申し入れを行ってきたところですが、2号機の漏えいの原因として、温度ゆらぎによる配管の熱疲労が主な要因と推定された段階で、点検のため、1号機を停止したことや、1号機の点検箇所を2号機と同様としたことなどをはじめとする北電の対応は、道からの、これらの申し入れを受けて行われたものであると認識しており、それらも踏まえて行った点検等の結果を取りまとめて今回報告があつ

たものと考えております。

2. 1, 2号機の運転再開に向けた道の対応はどうか。

1号機に於いては異常がなかったとされ準備できしだい運転を再開し、2号機に於いては必要な対策工事を実施し設備の健全性を確認した上発電を再開したいということではありますが、1, 2号機の運転再開に向けた道の対応はどのように考えているのか伺います。

答 弁 者 総務部総合防災対策室原子力安全対策課

〔答弁要旨〕（1, 2号機の運転再開に向けた道の対応についてであります。）

1号機については、異常が認められなかったとの報告があったところであり、道としては、地元町村と協議の上、明日（10月28日）にも、安全協定に基づく立入調査を行い、この報告の内容を確認して参りたいと考えております。

次に、2号機についてであります。今回報告のあった原因と対策については、国において妥当なもの判断されていることから、まず、北海道電力(株)において再発防止対策を講ずるとともに、補修をしっかりと行っていただきたいと考えております。

道としては、補修が終わった段階で、安全協定に基づく報告の内容を立入調査で確認して参りたいと考えております。運転の再開に当たっては、当然、地元町村の十分な理解を得た上で行われるべきものと考えております。

3. 先の委員会で見直すとした公表基準はどうか。

今回の事故発生以来、立地町村からも、安全協定や保安規定による連絡では地域住民への周知不安の解消等対応に苦慮しており、今回の事例のように住民には全く知らされず、翌日の新聞により知らされると言う異常事態では、北海道電力の信頼はもとより、行政に対する信頼を損ねており。以前からも、速やかな情報の開示等、公表基準に対する見直しを求めており、

道に於いては先の委員会で公表基準を見直すとしており、関係町村とも協議の上進められるものと考えますが、現在の作業状況といつ頃までに出来るのかお答え願います。

答 弁 者 総務部総合防災対策室原子力安全対策課

〔答弁要旨〕（公表基準の作成についてであります。）

道といたしましては、地域の住民の方々の安心の確保を図るため、安全協定や法令に基づく報告対象とならない事象についての公表基準を作成するための作業を進めております。

現在のところ、公表の対象となる事象の洗い出しや報告・公表の時点等について、他県の状況なども参考としながら検討を行っている段階であり、早急にこれらを取りまとめた上で、地元町村や事業者と協議を行い、本年末を目途に公表基準を作成して参りたいと考えております。

4. 自主点検結果の取扱いについて

この10月から、法律改正に伴う新たな検査制度が進められることと承知しているが、これまで、事業者による自主点検とされていた項目が定期事業者検査として位置付けられたことから、この検査結果の報告を安全協定で求めるべきであると考えますが、道の考えを伺います。

答 弁 者 総務部総合防災対策室原子力安全対策課

〔答弁要旨〕（これまで事業者による自主点検とされていた項目の安全協定上の取扱いについて）

10月からの法令改正に伴う新たな検査制度では、これまでの事業者による自主点検が定期事業者検査として法的に義務づけられたところですが、この検査の報告について安全協定で位置付けることについては、国への報告制度も見据えながら、今後、検討して参りたいと考えております。

5. 電力供給に対する道の考え方。

北海道はこれから冬を迎え最大電力需要の時期となりますが、1, 2号機の発電停止により、電力の供給不足による道民生活や産業活動に悪影響をおよぼすのではないかと心配されて ございましたが、今回の北電報告を受け今後の電力供給見通しに対する道の考えをお答え願います。

答 弁 者 経済部長

〔答弁要旨〕（電力需給に関してであります）

電力供給の重要な役割を担う泊発電所の運転再開の見通しが示されたことにより、12月の最大電力需要期において、安定供給に対する懸念はなくなったものと考えている。

北海道電力には、今後とも、安全性の確保を大前提に、電気事業者として責任をもって電力の安定供給に取り組んでいただきたいと考えている。

以上、数点に絞って伺いましたが、資源の乏しい我が国として原子力発電は国策として進められており、原子力発電の安全性の確保は、一義的に国であるとしながらも、やはり道と北海道電力の関わりにおいては、地域住民はもとよりであります。道民に対する公表基準が、量的にも内容的にも、まだまだ十分なものとは言えない、弱いのではないかと考えるところであります。

道としての責務として、事業者はもとより、国や関係町村との対応を強化するなどして、行政としての信頼性を高めていただくことを強く指摘して、これで私の質問を終わります。